

## 川崎市立川崎病院 医療ガス安全管理委員会設置要綱

### (目的)

第1条 医療ガス安全管理委員会（以下「委員会」という。）は、市立川崎病院（以下「病院」という。）における医療ガス（診療の用に供する酸素、各種麻酔ガス、吸引、医用圧縮空気、窒素等をいう。）設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的とする。

### (構成)

第2条 委員会は院長が任命する以下の委員によって構成する。

- ① 病院長又はその命を受けた者
- ② 医師又は歯科医師
- ③ 看護師
- ④ 事務職員

2 委員会に総括責任者たる委員長を置く。委員長は病院長又はその命を受けたものとする。

### (会議)

第3条 委員長は委員会を主催し、年2回定期的を開催する。

2 委員長は必要に応じて、臨時に委員会を開催することができる。

### (監督責任者及び実施責任者の選任)

第4条 委員会は、医療ガスの安全点検に係わる業務の監督責任者及び実施責任者を定める。監督責任者は病院における委員会の委員で、医療ガスに関する知識と技術を有する者の中から選任する。実施責任者は、医療ガスに関する専門知識と技術を持つ者

(高圧ガス保安法による主任者等) を任ずる。

(業務)

第5条 委員会は、医療ガス設備について、別紙の指針に基づいて、実施責任者に保守点検業務を行なわせる。なお、配管設備等の部分については、医療法施行規則第9条の13に規定する基準に適合する者に委託して行ってもよい。監督責任者は、実施責任者による業務を指導、監督する。

2 委員会は、帳簿を備え、行った保守点検業務について記録を作成し、保存する。保存期間は2年間とする。

3 委員会は、医療ガス設備に係わる新設及び増設工事、部分改造、修理等に当たっては、臨床各部門にその旨周知徹底を図り、使用に先立って厳正な試験、検査を行ない安全を確認する。

4 委員会は、病院内の各部門に、医療ガスに関する知識を普及し、啓発に努める。

5 その他医療ガスに関する事項。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、委員会において必要があると認めるときは、その関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 医療ガスの保守点検指針

この指針は、病院における医療ガスの使用上の安全確保を目的とした保守点検と医療ガスに関する設備の部分的な改造、修理等に当たっての安全・管理上留意すべき事項を示すものである。

1. 医療ガス設備は、使用に当たって安定した状態で目的とする医療ガスを間違いなく患者に投与するために、常に高度の安全性が要求されており、安全・管理に当たっては、次の諸点に慎重な考慮を払わなくてはならない。
  - (1) 設備に用いられる機材をガス別に特定、表示し、容易かつ確実に判断することを可能にすると共に非互換性を確保すること。
  - (2) 適正な使用材料、部品の選定及び清潔を維持するための施工管理を行うこと。
  - (3) ガスの予備供給設備又は緊急用供給設備を保有すること。
  - (4) 警報設備（緊急警報と供給源警報）を完備すること。
  - (5) 厳正な試験・検査を実施すること。
  
2. 医療ガス設備の保守点検及び改造・修理等の後の試験・検査は、病院の医療ガス安全管理委員会が、正しい設備の施工・取扱方法及び高圧ガス、特に酸素と笑気の危険性について熟知している者を選任して、適切に実施するものとする。
  
3. 医療ガス設備の保守点検は、下記の要領に従って行うものとする。
  - (1) 工事施工者が施工に当たって施工図と共に提出した保守点検要領書がある場合は、常備しておくこと。
  - (2) 保守点検は下記の点に留意して実施すること。
    - ア 日常点検
      - (ア) 日常使用している「配管端末器」について次の点をチェックすること。
        - a ネジ類にゆるみはないか。
        - b リングカバーのゆるみや損傷はないか。
        - c アダプタプラグは確実にロックされているか。
        - d ガス漏れの音はしないか。
        - e 配管端末器に使用していない器具やホースが接続されていないか。
      - (イ) 使用する「ホースアンゼンブリ」について次の点をチェックすること。

- a ホースはねじれてないか。
  - b アダプタプラグに損傷や変形はないか。
  - c ホースのガス別標識（記号、名称、色彩区分）は正しく、かつ明瞭か。
  - d ホース締付具はゆるんでないか。
- (ウ) 「警報の表示盤」について以下の項目をチェックすること。
- a 表示灯及びランプカバーなどの損傷はないか。
  - b 緑灯の点灯状態はよいか。
  - c 警報作動時の可聴警報の消音、又は弱音の機能はよいか。
  - d 警報作動時に黄灯又は赤灯の点灯状態はよいか。
- (エ) 供給源設備について次の点についてチェックを行うこと。
- a 弁に常時、開閉の表示がされているか。また、その表示が正しい状態になっているか。
  - b ガス漏れの「音」がしないか。
  - c 圧力計、液面計は正常範囲か。酸素の場合にあつては、他のガスより送気配管圧力が約 29.4kpa（約 0.3 kg f /cm<sup>2</sup>）高くなっているか。
  - d 警報装置の表示灯の点灯はよいか。
  - e 可撓管（連結導管）のねじれ、凹み、折れはないか。
  - f ボンベの転倒防止は万全か。
  - g ガスの残量はどうか。
  - h 液化ガスの場合、異常な霜付きがないか。
  - i 圧縮ガスの場合、圧力制御部の外側の着霜、又は結露と異常なガス流音はないか。
- (オ) 供給源設備（吸引供給設備）について以下の項目のチェックを行うこと。
- a 起動、停止の運転状況は正常か。
  - b 運転中の異常音、異常振動はないか。
  - c 消音器のあるものでは効果が正常か。
  - d 給水を要する設備では、水位や水の循環排水（弁の作動と水量）に異常（漏れ）はないか。
  - e 電流計、電圧計、その他各機器の計器類の指示値は適正か。

#### イ 定期点検

- (ア) 定期点検の実施の実施に当たって、委員会は文書により関連する臨床部門の職員に対し、日程と実施内容の周知徹底を図ること。
- (イ) 定期点検の実施内容は（様式 1、2）に示すチェックリストに準拠して行うこと。点検間隔は施設の状況に応じて行ってよいものとする。竣工時に示された点検要領がある場合はそれを含んだ点検計画をたてること。
- (ウ) 点検のため、パイプラインの一部を一時閉止する時は、

- a 関連する区域の臨床部門の職員と事前に十分な打ち合わせを行うこと。
- b ガスを中断した遮断弁とその系統のすべての配管端末器に、「使用禁止」等の注意表示札を付けること。

(エ) 配管の一部を取り外す作業がある時は、

- a 1系統ずつ行ない、2系統以上を同時に実施しないこと。
- b 本項(ウ) bと同様の「使用禁止」の表示札を付けること。
- c パイプ内の汚染防止対策を講じること。
- d この作業終了後に使用ガスによるパージと置換えをおこなうこと。この時、不純ガスが残らないようにパージする配管端末器を選ぶこと。
- e 使用開始の前に本項(3)に示す試験・検査の要領に従って厳正な試験・検査を行うこと。
- f 「使用禁止」の表示札は、試験・検査の合格前にはずしてはならないこと。

### (3) 試験・検査

試験・検査は医療ガス設備の臨床使用に先立って、この設備のすべてが安全で、かつ所定の機能を備えていることの立証を目的として行うこと。

#### ア 共通事項

##### (ア) 試験・検査の責任者

医療ガス設備の試験・検査は、その医療施設の医療ガス安全管理委員会が定めた実施責任者が監督責任者のもとで行ない、終了後はその設備の合格証明書を作成して委員会に提出すること。

(イ) 試験・検査は使用ガスは、その施設専用ので置換して行うガス同定試験以前は、清潔な脱臭乾燥空気あるいは窒素か炭酸ガスを用いること

(ウ) 試験区域の配管端末器には、試験着手に先立って「使用禁止」等の表示をしておくこと。

イ 試験・検査の実施は以下の項目について行なう。実施方法等は JIS T7101「医療ガス配管設備」に基づいて行なうこと。

- (ア) 外観検査
- (イ) 交差配管及び配管閉塞の有無の検査(系統検査)
- (ウ) 気密検査
- (エ) 配管内の清浄度の検査
- (オ) 区域別遮断弁とその制御範囲の確認
- (カ) 作動及び性能検査
- (キ) 完工検査

(様式1)

## 平成 年度医療ガス設備保守点検

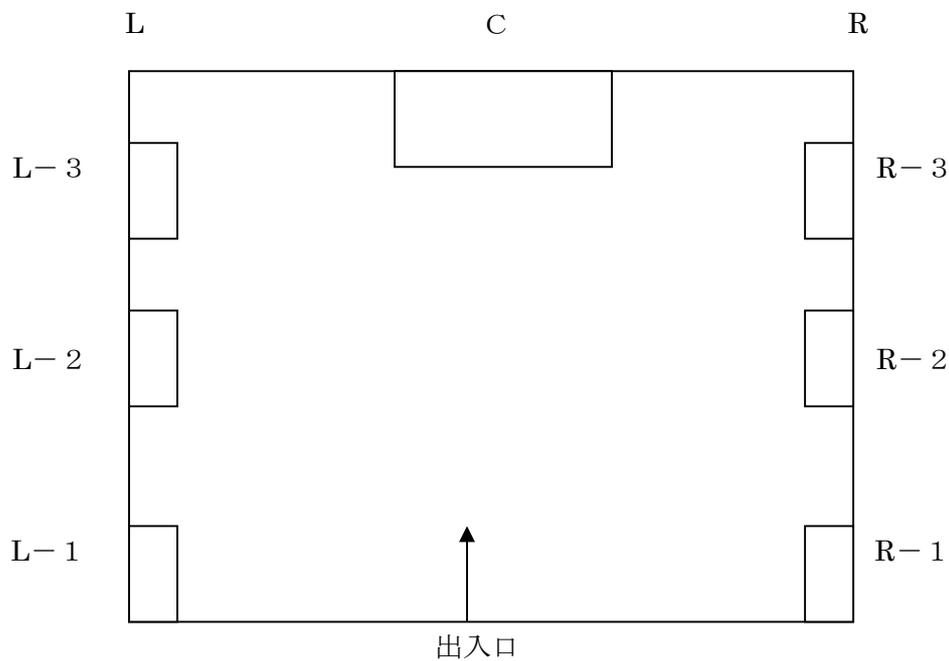
### 1年点検チェックリスト

#### アウトレット、シャットオフバルブ点検項目

ガス名	酸素、吸引、笑気	点検年月日 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
-----	----------	------------------------------

名称	点検項目
壁型アウトレット	ア：外観（ネジ類のゆるみ、ダストキャップ、開閉リング等）状態点検
	イ：点検用具による脱着の点検（板バネ、ツメ等の損傷）
	ウ：ガス漏れのないこと（アウトレットパッキンの損傷）
	エ：圧力と流量の状態点検
天吊型 アウトレット	ア：鎖巻き上げの作動点検（リトラクター）
	イ：外観（天井取り付け金具の緩み、リング等）状態点検
	ウ：点検用具による脱着の点検（板バネ、ツメ等の損傷）
	エ：ガス漏れのないこと（アウトレットパッキンの損傷）
	オ：圧力と流量の状態点検
ホースリール型 アウトレット	ア：外観（プレート、リング等）状態点検
	イ：点検用具による脱着の点検（板バネ、ツメ等の損傷）
	ウ：ガス漏れのないこと（アウトレットパッキンの損傷）
	エ：圧力と流量の状態点検
	オ：耐圧ホースの劣化損傷のないこと
	カ：リール本体、カラム本体の作動点検
シャットオフ バルブ	ア：外観（プレート、リング等）状態点検
	イ：バルブのねじ込み部分のガス漏れの点検
	ウ：バルブの開閉が円滑であること

- ※ 点検表示記号：1 良—○ 不良—× 調整—v 修理済—◎ 清掃—C
- ※ 点検表示記号：2 病室出入口より左側をL 右側をR 正面をC と表示する



※ アウトレット取り出し口ガス圧力 (kg/cm<sup>2</sup>) 吸引 (mm/Hg)

	酸素	吸引	笑気
出口圧力			



医療ガス供給設備 (● 自動 手動) 切替機点検表

部 所		点検者
メーカー、型式		点検年月日 平成 年 月 日
製造No.	No.	ガス別

名称	点検項目	点検結果					良否
高 圧 レギュレーター	左 側 ポンベ減圧圧力 kg/cm <sup>2</sup>	測定値	低	kg/cm <sup>2</sup>	高	kg/cm <sup>2</sup>	
		修正値					
	右 側 ポンベ減圧圧力 kg/cm <sup>2</sup>	測定値	低	kg/cm <sup>2</sup>	高	kg/cm <sup>2</sup>	
		修正値					
低 圧 レギュレーター	送気圧力	測定値	kg/cm <sup>2</sup>				
		修正値					
加 圧 レギュレーター	切替バルブ圧力	測定値	kg/cm <sup>2</sup>				
		修正値					
警報機	警報圧力	測定値	ON		OFF	kg/cm <sup>2</sup>	
		修正値	ON		OFF		

名称	点検項目	良否	名称	点検項目	良否
切替装置	1.塗装、薄利腐蝕		連結架台	1.架台の固定状態	
	2.切替機内部接合部の異常			2.ポンベ連結管劣化損傷	
	3.減圧器のガス漏れ			3.ヘッダーバルブの作動	
	4.切替装置の作動状態			4.逆止弁の作動	
	5.圧力計指針誤差等			5.ポンベの転倒防止	
	6.表示灯 球切				
	7.安全放出弁				
全体	1.出入口の施錠		警報系統	1.警報電源の機能	
	2.法定標識表示			2.接点部、端子の緩み	
	3.管理責任者氏名			3.電源ランプの表示	
	緊急時連絡先				
対策事項					

(様式2)

平成 年度医療ガス設備保守点検

6 カ月点検チェックリスト

点検項目		確認結果 良好○不良●					備考 (対策事項・他)
		I	II西	II東	III	ケア	
配管並びに端末器	取付・外観の状態						
	ダストキャップ						
	リングカバーの機能						
	バルブの機能						
	ホースリールの機能						
	酸素ガスの状態						
	笑気ガスの状態						
	吸引の状態						
	遮断弁窓板の損傷						
吸引装置	取付・外観の状態						
	給水量・水温						
	オートドレンの機能						
	リザーバタンク						
	真空計の機能・指示値						
ボンベ供給装置	取付・外観の状態						
	消火設備の機能						
	警報装置の機能						
	切替装置の具合						
	リレー端子のゆるみ						
	圧力計の機能・指示値						
C E 装置	取付・外観の状態						
	出入口の施錠						
	法定標識の表示						
	責任者の氏名・緊急 連絡先の明示						

実施日 平成 年 月 日

実施責任者

Ⓜ

監督責任者

Ⓜ